

独立行政法人労働政策研究・研修機構業務方法書（抜粋）

（平成15年10月1日適用）

第4章 契約の方法

（契約方式）

第19条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第21条又は第22条の規定により指名競争契約又は随意契約に付することができる場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争入札により契約を締結するものとする。

（一般競争）

第20条 機構は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告して申込みをさせることにより行うものとする。

- 一 一般競争入札に付する事項
- 二 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 一般競争入札執行の日時及び場所
- 四 入札保証金に関する事項

（指名競争）

第21条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、指名競争入札により契約を締結することができるものとする。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争入札によることが適当でないと認められるとき
- 二 一般競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
- 三 契約の予定価格が少額であるとき

（随意契約）

第22条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。

- 一 契約の性質又は目的により一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）によることが適当でないと認められるとき
- 二 緊急の必要により競争入札により契約を締結することができないと認められるとき
- 三 競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
- 四 契約の予定価格が一定額以下の少額であるとき
- 五 競争入札を行った場合において、入札者がいないとき

六 競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいないとき

七 その他、業務運営上、随意契約によることが特に必要であると認められるとき

（落札）

第23条 競争入札は、第20条第2号に掲げる入札資格のない者による入札又は入札に関する条件に違反した入札を除き、予定価格の制限内の入札で最低又は最高の価格によるものを落札とする。

2 同価の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札者を定めなければならない。

（契約の解除）

第24条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除しなければならない。ただし、契約存続が機構の利益に適合すると認められる場合は、この限りでない。

一 正当な理由がなく契約期間内に履行を完了しなかったとき、又は履行完了の見込みがないとき

二 契約の履行につき不正行為があったとき

三 前2号に掲げるもののほか、機構の都合により必要と認められるとき

2 機構は、前項の規定により契約を解除したときは、遅滞なく相手方に通知しなければならない。

（契約の特例）

第25条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）を実施するため機構の締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定める。

（会計規程への委任）

第26条 この章に定めるもののほか、入札保証金その他の機構が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。